

## 北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議

去る9月15日、北朝鮮は、8月29日に続き、またしても弾道ミサイルを発射し、我が国の上空を通過させるというあるまじき凶行に及んだ。

この行為は、9月11日に国連安保理が採択した制裁決議への不当な反発であるばかりか、国際社会の平和的解決への強い意思を踏みにじるものである。

また、今回のミサイル発射は、9月14日に我が国を名指しで威嚇する声明を出した上でのものであり、度を越した挑発行為は国民の生活に多大な影響を及ぼす深刻かつ重大な脅威であり、断じて容認することはできない。

よって本県議会は、全世界が一体となって、世界平和の実現に向け全力を挙げて取り組むよう強く訴えるとともに、たび重なる暴挙に対して、繰り返し厳重に抗議し、強く非難する。

以上、決議する。

平成29年9月20日

静岡県議会

### 参考送付先

衆議院議長	内閣総理大臣	外務大臣	
参議院議長	総務大臣	防衛大臣	あて